

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人海の森づくり推進協会と称す。以下「本会」という。

### (事務所)

第2条 本会は主たる事務所を秋田県秋田市千秋北の丸5番72号におく。  
2 本会は従たる事務所を神奈川県横浜市旭区若葉台二丁目25番801号におく。

### (目的)

第3条 本会は、生態系を重視したコンブ等海藻による『海の森づくり』技術の普及により、懸念されている『磯焼け』の弊害を防ぎ、沿岸域の水質浄化と水産資源増殖を図るとともに、そこから得られる海藻等の利活用の研究及び普及によって陸圏の生態系とその循環を重視した環境改善による社会貢献を推進することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、以下の活動を行う。

環境の保全を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

国際協力の活動

保健・医療又は福祉の増進を図る活動

前各号に掲げる活動を行う団体の運営、または活動に関する連絡、助言、または援助活動

### (事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業として

(1) 海の森づくりに係わる支援事業

(2) 海の森づくりの効果に係わる研究及び研究成果の普及

(3) 海の森づくりから得られるコンブ等海藻の利活用に関する研究

(4) 海の森づくりによる二酸化炭素固定化評価の世界基準づくり及びその提言

(5) 市民・子供向け環境教育イベントの開催

(6) 地域循環型社会システム構築のための調査・設計・施工及び関連物品・施設・設備の購入及びその販売

(7) 事業成果及び関連図書の出版・販売

第2章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員・賛助会員・特別賛助会員・ネットワーク会員の四種とし、正会員をもって法上の社員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、賛助の意思を持つ個人および団体・企業とする。
4. 特別賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、賛助の意思を持ち、所定の年会費を支払う個人・団体・企業とする。
5. ネットワーク会員は、本会との互惠が考えられる個人あるいは団体・企業とする。

(入会)

第7条 本会に会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2. 代表理事は、前項の入会申込者が前条第2項の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 賛助会員・特別賛助会員・ネットワーク会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡または次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 賛助会員・特別賛助会員・ネットワーク会員である団体・企業が消滅したとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。但し、この場合においては、

その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 法令及び本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- ( 2 ) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- ( 3 ) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

( 抛出金品の不返還 )

第12条 既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

( 種別及び定数 )

第13条 本会に次の役員を置く。

理事	10名以上	30名以内
監事	1名以上	3名以内

- 2 理事の中から代表理事1名を定めるものとし、常務理事3名以内をおくことができるものとする。

( 選任等 )

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

1. 代表理事は理事の互選とする。
2. 常務理事は理事の互選とする。
3. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
4. 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
5. 役員に異動があるときは、遅滞無くその旨を所轄庁に届け出なければならない。

( 職務 )

第15条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

1. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
2. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の会務を処理する。
3. 監事は次に掲げる職務を行う。
  - ( 1 ) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - ( 2 ) この法人の財産の状況を監査すること
  - ( 3 ) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - ( 4 ) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - ( 5 ) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意

見を述べること

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が役員としてふさわしくない次の各号の一に該当する行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によりその役員を解任することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及び本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(報酬等)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
3. 役員報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て、細則で定める。

(最高顧問及び顧問)

第19条 本会に、最高顧問及び顧問をおくことができる。

2. 最高顧問は、本会の目的や設立に多大な貢献をした方で理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3. 顧問は、本会の目的達成のために必要と認められる方で理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
4. 最高顧問及び顧問は重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 会議

(種類及び開催)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 理事会で必要と認められたとき
- ( 2 ) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき
- ( 3 ) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

( 構成 )

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

( 招集 )

第22条 会議は、第20条第3項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面を以って、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

( 会議に付議すべき事項 )

第23条 総会には次の事項を付議する。

- ( 1 ) 事業計画及び収支予算
- ( 2 ) 事業報告及び収支決算
- ( 3 ) 役員を選任又は解任、職務、報酬
- ( 4 ) 定款の変更
- ( 5 ) 本会の解散又は合併
- ( 6 ) 前各号のほか、理事会より付議された事項

2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- ( 1 ) 総会で議決した事項の執行に関すること
- ( 2 ) 総会に付議すべき事項
- ( 3 ) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 議長 )

第24条 総会及び理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

( 定足数 )

第25条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の2分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

( 議決 )

第26条 議事はこの定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

( 会議における書面表決 )

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者数付記)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

第29条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て委員会及び部会・幹事会等の運営組織をおくことができる。

- 2 委員会及び部会・幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第30条 本会の事業を執行し、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び職員若干名をおくことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 34 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

3 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 39 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認をえなければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、選定する。

(合併)

第 41 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 9 章 雑 則

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

- 1 . この定款は、法人成立の日(平成 14 年 12 月 4 日)から施行する。
- 2 . 平成 20 年 5 月 31 日改定